

一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 9月 1日～ 令和 9年 8月31日までの 5年間

2. 内容

目標 1： 社員の子育て・介護目的への休暇取得促進。

<対策>

- 4年 9月～ 取得・利用に向けた取り組みの検討
- 6年 9月～ 社内での検討開始及び実施

目標 2： 令和 8年 9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上取得に取り組む。

<対策>

- 令和4年 9月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始